

令和5年 第4回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和5年4月18日(火)

会 場 南会津町御蔵入交流館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月18日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町御蔵入交流館 多目的ホール
- 3 出席した委員

農業委員 9名

1 番	星 隆 一	3 番	平 野 恒 二	4 番	馬 場 崇 裕
5 番	湯 田 重 行	7 番	星 洋 一	8 番	酒 井 圭
9 番	渡 部 一 男	10 番	湯 田 孝 義	11 番	室 井 文 一

農地利用最適化推進委員 14名

田島第2	星 修 二	田島第3	星 仁	田島第5	湯 田 雄 市
田島第8	平 野 信 行	田島第9	渡 部 典 弘	田島第10	渡 部 和 幸
田島第11	猪 俣 忠 久	館岩第1	佐 藤 春 香	館岩第2	芳 賀 久
館岩第3	芳 賀 敏	伊南第1	八 須 賀 智	伊南第2	星 博 孝
南郷第1	五 十 嵐 和	南郷第3	五 十 嵐 敏 章		

- 4 欠席した委員

農業委員 2名

2 番	芳 賀 美 紀	6 番	湯 田 義 三		
-----	---------	-----	---------	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅 家 康 夫	農地振興管理係長	芳 賀 隆 徳	職員	長 谷 川 春 奈
------	---------	----------	---------	----	-----------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第3号 現況確認証明申請について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 只今から議事に入ります。日程第1「欠席委員の報告について」であ
りますが、会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農
業委員は、2番、芳賀美紀委員であります。本日の出席委員は、9名で
すので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数
に達しております。また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適
化推進委員に出席を求めたところ、14名に出席していただいております。

議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、6番、湯田義三委員、7番、星洋一委員を
指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いい
たします。

議長 続きまして、日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題とい
たします。事務局から報告をお願いします。

事務局 (事務局長 報告)

議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら
お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 ありがとうございます。
質疑がないようですので、会務報告を終わります。

事務局 (係長) 事務局からお願いいたします。

議長 芳賀さん。

事務局 (係長) 議事に入る前に、資料の訂正をお願いいたします。議案書3ペー
ジ、議案第1号 農地法第5条の規定による申請についての事件番号1
番、申請事由の上から3行目になります。事業拡大に伴い「者五Sン」
となっておりますが、こちら「社員」に訂正をお願いいたします。続き
まして、同じく議案書の11ページ、議案第3号 現況確認証明申請につ
いて、事件番号2番の調査員のお名前が「星修二委員」となっておりま
すが、「渡部和幸委員」に訂正をお願いしたいと思っております。大変申し訳あ
りませんでした。以上です。

議 長

それでは続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第2区、星修二推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 2

(星修二) 農地法第5条、***地区の案件でございます。設定人は、●●●●さん、36才、会社役員です。住所は***字***番地。被設定人は、○○○○さんです。業種は●●●業となっております。住所は、***です。土地の所在は、***字***番***、地目は畑となっております、現況も畑であります。面積は□□□□㎡、転用目的は、駐車場及び雪捨場となっております。申請の事由は、***地区で●●●を営んでいるが、事業拡大に伴い、社員も増加し現在40名程度になっている。そのため社員用、来客用の駐車場が不足しているため、増設の必要が生じている。当該申請地は、会社事務所と隣接しており、位置的、面積的に最良の土地である為に設定したものです。△△△△円、3.3㎡あたり△△△△円で売買し、所有権の移転を行い、駐車場、雪捨場で使用するものです。4月14日の6時30分に伺い、直接お会いして調査いたしました。調査をした内容は、申請理由と農地法第5条の許可の一般基準の6項目と農地区分に応じた許可基準についてであります。申請理由は、先ほど申し上げたとおりでございます。立地基準についてですが、いわゆる農地の区分になっていきますので、事務局で調べていただきました。当該申請は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、南会津町が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用する土地として定められた土地の区域外にある農地であります。次に、一般基準の各項目の結果について報告いたします。1点目、転用に必要な資力などがあるかについてですが、申請書類に添付されている普通預金通帳の残高から、用地費用△△△△円、造成費△△△△円を自己資金で確保できていることから問題ないと思われまます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、所有権の移転の妨げとなる抵当権などの権利設定はありませんでしたので問題ありません。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれています。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、問題はないと思われまます。5点目、転用面積が妥当であるかという点についてですが、駐車場、雪捨場として□□□□㎡は、転用許可申請面積として過大な面積ではないと思われまます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことについてですが、被設定人の事務所、住宅に隣接した農地であり、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ありません。農地区分に応じた許可基準、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域であるため、第3種農地になります。第3種農地の転用は、許可しうるとなっています。以上で、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号2を議題といたします。
地区担当調査員の田島第6区、湯田悌一推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長)議案書3ページ目の事件番号2になります。資料2も併せてご覧いただきたいと思えます。設定人につきましては、●●●●さん、会社員、***字***番地の方です。被設定人につきましては、○○○○、***に事務所がございます。土地の所在につきましては、***字***番、地目が田、現在は雑種地となっています。面積につきましては、□□□□㎡、転用目的につきましては、工事車両、資材、現場休憩所を設置するというものです。権利の種類は、使用貸借権の設定となります。申請事由は、近隣堤防の舗装工事の為、工事期間中に申請地を借用し、工事車両、資材、現場休憩所等を置きたいため、工事現場に隣接する当申請地で申請する内容になっています。この案件につきましては、一時転用ということで、転用期間が令和5年4月18日から6か月間の見込みとなっています。続きまして、湯田悌一委員に調査していただいた内容について説明をさせていただきます。4月11日に現地調査をしていただいています。申請事由は、今ほどご説明させていただいたとおりで、近隣堤防の舗装工事に伴います一時転用となっています。立地基準は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、南会津町が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地になっており、農振農用地区域内になっています。次に、農地法第5条の一般的基準の項目についての調査結果を報告いたします。1点目の転用に必要な資力などについてですが、堤防の舗装工事に係る一時転用であり、敷鉄板により農地の保護を行い、工事完了後に敷鉄板をはがし、整地して土地所有者へ返還する計画であります。、○○○○につきましては、他の工事等も受注していることから問題ないと思われます。2点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、現在この農地につきましては、賃借権

の設定がされてございます。申請書の中身を見ますと、賃借権の設定をされている耕作者からも同意を得ているということで、確認させていただいております。この農地につきましては、現在、作物等の作付けはされておらず、借りている方の堆肥置場というような状況となっております。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かにつきましては、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目の他の法令の許認可の見込みはあるかについては、こちらについては、問題はないと思われます。5点目、転用面積が妥当であるかにつきましては、工事車両、資材置場として□□□□㎡は転用申請面積として過大な面積ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということにつきましては、堤防に隣接する農地であり、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと思われます。農地区分に応じた許可基準につきましては、農振農用区域内であります。一時的な利用に供するために行うものであって、目的を達成した後に、農地に復元されるというようなことで、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないというものでありますので、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いいたしたいと思ひます。以上です。

議 長

ありがとうございました。
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願ひます。
本案に対してご質疑ございませぬか。

議 長

(「ありませぬ」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませぬか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
ありがとうございました。
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号3を議題といたします。
地区担当調査員の田島第7区、野中勉推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いいたします。

事務局

(係長)続きまして、議案書4ページをご覧いただきたいと思ひます。事件番号3になります。設定人は、●●●●さん、***字***番地です。被設定人は、○○○○になります。許可を受けようとする土地の表示は、***字***番、地目は田、現況は雑種地となっております。面積は、□□□□㎡。概要は仮設道路の設置になります。こちらも、使用賃借権の設定となります。申請事由は、河川護岸工事のため、工事期間

中に申請地を借用し、工事用の仮設道路を設置することから、工事個所に隣接する当該申請地で申請するものということで、資料3も併せてご覧いただきたいと思えます。こちら、一時転用の案件になっており、一時転用期間が、令和5年4月18日から11ヶ月の予定となっています。権利の種類が使用貸借権となっています。野中委員に調査していただいた内容について、説明させていただきます。申請事由は、今ほど説明しましたとおり、河川護岸工事の工事期間中に一時的に仮設道路を設置する一時転用です。立地基準は、こちら、農業振興地域の整備計画区域内ということで、農振農用地区域内になっています。第5条の一般的基準の項目の調査結果ですが、1点目の転用に必要な資力などがあるかですが、河川の護岸工事に係る仮設道路設置に伴う一時転用であり、工事完了後に整地して土地所有者へ返還する計画であり、他の工事を受注していることから問題ないと思えます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、こちらについては、賃貸借権等の設定または、抵当権等の設定も確認できませんでしたので、問題ないかと思えます。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かにつきましては、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、こちら、問題ないかと思えます。5点目の転用面積が妥当であるかについてですが、工事用仮設道路として□□□□㎡は、転用許可申請面積として過大ではないかと思えます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということにつきましては、河川に隣接する農地であり、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断等も無いことから問題ないかと思えます。農地区分に応じた許可基準につきましても、農振農用地区域であります。一時的な利用であるということで、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことがないかと思えます。許可相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。

こちらの農地は、平成27年の豪雨災害以前から耕作されていないというような状況もありますので、特に問題ないかと思えます。以上です。

議長

ありがとうございました。
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議長

(「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号4を議題といたします。
地区担当調査員の田島第7区、野中勉推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長)事件番号4になります。設定人は、●●●●さん、***の方です。被設定人は、○○○○になります。許可を受けようとする土地の表示は、***字***番、地目が田、現況は雑種地となっています。面積が□□□□㎡。こちらも農振農用地区域内の農地となっています。施設の概要は、こちらも仮設道路の設置となっており、権利の種類も、使用貸借権となっています。申請事由は、河川護岸工事のため、工事期間中に申請地を借用し、工事用の仮設道路を設置するため、工事個所に隣接する当該申請地で申請するものです。資料4を併せてご覧いただければと思います。こちらも、工事に関わる一時転用ということで、転用期間が令和5年4月18日から11ヶ月で見込まれています。野中委員に調査していただいた内容について、説明させていただきます。申請事由は、今ほど説明しましたとおり、河川護岸工事のための一時転用となっています。立地基準は、農業振興地域の農振地域整備計画に位置付けられており、農用地区域内の農地となっています。第5条の一般的基準の項目についての調査結果ですが、1点目の転用に必要な資力などがあるかについてですが、河川の護岸工事に係る仮設道路設置に伴う一時転用であり、工事完了後に整地して土地所有者へ返還する計画であり、他工事も受注していることから問題ないと思われます。2点目、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、こちらにつきましても、賃借権なり抵当権等の設定はありませんでしたので、問題ないと思われます。現在こちらの農地につきましても、耕作されていない、耕作者もいないという状況となっております。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、こちらについても問題ないかと思われます。5点目の転用面積が妥当であるかについてですが、工事用仮設道路として□□□□㎡は、転用許可申請面積として過大な面積ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないかということにつきましては、河川に隣接する農地であり、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断等も無いことから問題がないと思われます。農地区分に応じた許可基準につきましても、農振農用地区域内の農地であります。一時的な利用であるということで、許可しうる条件となっておりますので、許可が相当であると判断されます。ご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号4について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしま
した。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可
後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
初めに、事件番号1を議題といたします。
なお、事件番号2番及び3番についても、事件番号1と同様の案件で
すが、地区担当調査員の田島第7区、野中勉推進委員が欠席ですので、
事務局から一括して調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長)議案書の6ページ、7ページの上段の部分、事件番号1、2、3
について、一括で説明させていただきます。被設定人は、○○○○にな
ります。設定人は、●●●●さん、●●●●さん、3番目が●●●●さん
の3名の方になります。計画変更しようとする土地の表示につきまし
て、●●●●さんの案件は、***字***番、●●●●さんは、**
*の***番、●●●●さんは、***の***番ということで、続い
ている農地になります。地目が田、田、雑種地となっております。申
請事由を見ていただきまして、令和4年8月17日付けで本農業委員会
総会の中で、一時転用ということで許可を出した案件になります。この
案件は、国道に集落排水の排水路を設置するために国道を一時通行止め
にするということで、迂回路を設置した工事になっています。こちら、
道路管理者との協議に不測の日数を要したということで、事業計画、事
業工事期間の変更をしたい旨の申請となっています。議案書の左に戻
っていただきまして、変更の内容というところをご覧くださいと思います。
当初、工事期間につきましては、令和4年8月19日から令和5年
3月31日までの工事期間でありましたが、変更工事期間ということで、
令和4年8月19日から令和5年12月28日まで工期を延長したい、一
時転用を変更したいというものになってございます。転用に関わります
一般基準の各項目につきましては、場所が同じで工事期間の延長という
ことで、申請上がってきておりますので、そちらの説明は割愛させてい
ただきたいと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、事件番号2につきまして、発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 続きまして、事件番号3の質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
異議なしと認め、事件番号3について、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号4を議題といたします。

なお、事件番号5番から7番についても、事件番号4と同様の案件です。一括して事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局

(係長)議案書の7ページ、8ページ、9ページになります。こちらにつきましても、被設定人は、〇〇〇〇になります。設定人は、4名とも***の方になりまして、事件番号4が●●●●さん、8ページに行きまして、事件番号5が●●●●さん、6番目が●●●●さん、7番目が●●●●さんです。変更しようとする土地の表示は、事件番号4が***番、事件番号5番が***番、***、事件番号6が***、事件番号7が***、***番、***番となっています。転用目的につきましては、◆◆◆の中山間総合整備事業に伴い、老朽化した水路を更新する工事のために工事中道路を設置するものになっております。こちらの変更内容につきましても、工事期間の変更ということで、申請が上がってききましたが、芳賀敏委員に調査依頼をしましたところ、既に工事が完了していると報告をいただきました。事務局で◆◆◆に確認しましたところ、工事自体は終わっているが、◆◆◆の事務検査が終わっていないので、事業計画変更をさせていただきたいという話がありました。ただ、農業委員会としては、農地の一時転用事業が終了しており、既に農地として復元されていることから、一時転用事業は終わっていると判断をさせていただきました。特に工事期間の変更、事業計画の変更は要しないということで、◆◆◆と協議をさせていただきました。今回、議案としましたが、そういった状況ですので、特に審議をしていただかなくても、こちらの案件については、既に工事が終わっているということで、処理をさせていただきたいと思っております。先日、令和5年4月12日付けで◆◆◆から一時転用事業に係る工事完了報告の提出もいただいておりますので、こちらの案件については、要否の判断は必要ないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長

ありがとうございます。

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願ひます。

本案に対して、ご質疑ございませぬか。

(「ありませぬ」の声あり)

議 長

以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第9区、渡部典弘推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 9

(渡部典弘) 議案書の 11 ページをご覧ください。併せて資料の 12 をご覧ください。申請人ですが、〇〇〇〇さん、***の方です。申請地が、***、地目は畑、現状は宅地です。面積は□□□□㎡、〇〇〇〇さんのお父さんの時から宅地になっていまして、現在は▽▽▽▽さんの持ち物となっております。昭和 55 年に農業用倉庫を建築し、現在まで宅地として継続利用されています。4 月 10 日、▽▽▽▽さんのお母さんに直接会って調査いたしました。それまで〇〇〇〇さんが宅地だと思っていたところ、国土調査が入りまして、その時点でまだ宅地になっていない、農地だったということから、前の持ち主の〇〇〇〇さんに連絡しまして、〇〇〇〇さんから申請があったものです。調査内容ですが、申請人は、昭和 55 年に農業用倉庫を建築し、現在まで宅地として継続利用しています。現地は、農業用倉庫ではなく、一般住宅が建築されています。農地への復旧はできないことから現況確認証明により土地地目変更登記を行うものです。許可の条件 4 つについて説明します。1 点目、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてであります。申請地は、既に昭和 55 年に農業用倉庫が建設され、現在は宅地として継続利用されており、農地への復旧は適切ではないと思われま。2 点目、農地の転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、事務局に確認していただいたところ、農地転用の許可を受けた経過は見られませんでした。また、無断転用の状態にあることを行政から指摘された経過もありませんので問題はありませ。3 点目、農用区域内の農地ではないことにつきましても、事務局に確認していただきましたが、申請地は、農用区域内の農地ではないとのことですので問題はありませ。最後に 4 点目、非農地化してから 20 年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請書に記載のあるとおり、既に昭和 55 年に農業用倉庫として使用を開始し、現在は一般住宅として継続的に利用されており、非農地化しています。以上の結果、証明が適当であると判断されますので審議をお願いいたします

議 長

ありがとうございました。
説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号 1 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

- 議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、事件番号2を議題といたします。
地区担当調査員の田島第10区、渡部和幸推進委員から調査結果の説明をお願いします。
- 田島10 (渡部和幸)推進委員の渡部です。現況確認証明申請について説明いたします。申請人ですが、〇〇〇〇さん、***字***番地、場所は***字***番です。地目は畑、現況が宅地であります。面積が□□□□m²。この土地は、昭和58年に住宅を建築し、以後現在まで住宅用地として利用をしております。資料13にあるように、現在は空き家になっております。現況確認証明の許可条件と整合性について、1番から4番になるわけですが、これは全て問題ありません。私が確認して参りました。以上、現況確認証明に申請についてですが、適当であると認めますので、ご審議よろしく願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。
- 議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
- 議 長 日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。
- 事務局 (長谷川)事務局の長谷川です。私から、議案第4号農地利用集積計画決定について説明させていただきます。初めに、議案書13ページをご覧ください。利用権設定4月分について、再設定、新規、合計の順で読み上げます。再設定、田、62筆□□□□m²、畑、5筆□□□□m²、新規、田、80筆□□□□m²、畑、9筆□□□□m²、再設定、新規の合計分が田、142

筆 □□□□㎡、畑、14 筆□□□□㎡、合計 156 筆□□□□㎡となっております。利用権設定の一覧ですが、次のページ、14 ページから 21 ページでございます。使用貸借権に関しましては、19 ページの 118 番から 20 ページの 127 番まで、***地域の***地区が該当となり、内容としましては、貸付人から耕作者への意向によるものとなっております。最後に、農地中間管理事業の集積計画一括方式による利用権設定ですが、次のページ、22 ページから 23 ページでございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第 4 号の審議を終了いたします。

議 長 ここで、日程第 2 議事録署名委員の指名についてであります。6 番、湯田義三委員が出席されませんでしたので、8 番、酒井圭委員を改めて指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。
総会に付議された議事案件は、全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (局長 説明)

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりました。
何か、ご質問ございませんか。

議 長 ないようですので、その他に入ります。
皆さんから何かご意見がございましたら、お願いいたします。

議 長 ないようですので、代理の方から閉会の言葉をお願いします。

職務代理

大変忙しい中、町議選も告示されてにぎやかだったと思います。
これを持ちまして閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会 午後 2時20分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、
その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

7 番

8 番